

リスク管理の取り組み

リスク管理に対する考え方

金融の高度化、多様化、グローバル化の進展により会員・利用者の皆様への新たなサービス提供が可能となる一方で、これに伴うリスクも多様化・複雑化しています。

「安心・安全・健全」な〈ろうきん〉の維持・発展のためには、各種のリスクを的確に把握して、これを厳正に管理することが重要となります。

〈中央ろうきん〉では、自己責任原則に基づく経営を徹底するため、統合的リスク管理の充実、とりわけ適正収益確保に留意したリスク管理を最重点課題として位置づけ、理事会において制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取り組み

〈中央ろうきん〉では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、下記の各種リスクのうち「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取り組み

信用リスク

「信用リスク」とは、取引相手の信用状態の悪化等により損失を被るリスクであり、債券保有などの市場取引に伴い発生する「市場信用リスク」と、貸出取引等に伴い発生する「与信信用リスク」があります。

〈中央ろうきん〉では、市場信用リスクについて、格付機関の格付けにより算出した期待損失額に基づきリスク限度額を設定し、与信信用リスクについてはデフォルト確率等から算出された推定与信信用リスク量に基づきリスク限度額を設定しています。各リスク量が、設定したリスク限度額の範囲に収まるようにコントロールするとともに、経営管理委員会にて遵守状況等を確認しています。

また、厳格な資産査定に基づく償却・引当を適切に行い、資産の健全化を図っています。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場要因が変動することにより損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、資産・負債全体の市場リスク量をバリュー・アット・リスク (VaR) により月次で計測し、取得したリスク量が設定したリスク限度額の範囲に収まるようにコントロールするとともに、経営管理委員会にて遵守状況等を確認しています。

また、「市場リスク」のうち「金利リスク」については、資産・負債の10BPV (10ベース・ポイント・バリュー) を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握するとともに、複数の金利シナリオに基づくシミュレーション (アーニング・アット・リスク (EaR) 等) を定期的に行い、金利変動が期間損益に与える影響も把握しています。

流動性リスク

「流動性リスク」には、資金の急激な流出などにより必要な資金が確保できなくなる「資金繰りリスク」と、市場の混乱などにより通常の市場取引ができなくなる「市場流動性リスク」があります。

〈中央ろうきん〉では、資金繰りに関する管理手続を定め、資金繰り逼迫時の迅速な対応に備えています。

また、市場流動性リスクについては、常に市場の状況などをモニタリングしており、市場の混乱や縮小等の兆候があれば、早期に把握して対処を図ることとしています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会にて確認しています。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、オペレーショナル・リスクを次のとおり区分し、管理するとともに、経営管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1 事務リスク

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員の過失や不正等に起因して不適切な事務が行われることにより損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、営業店事務実態のモニタリングによる事務リスク管理態勢の検証や、各種研修の実施などを通じて、事務手続規程および事務管理マニュアル等の手続を遵守した事務処理を励行し、リスクの極小化を図っています。

3 法務リスク

「法務リスク」とは、法令・契約等に違反する行為や、金庫の商品制度、規程、契約内容等に法的不備があることにより損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、業務主管部署または法務リスク管理部署において商品制度、規程、契約内容等のリーガルチェックを行い、業務全般における法的点検を実施しているほか、法務問題に対し必要に応じて弁護士等外部専門家と連携し、的確な対応を図ることで、法務リスクの顕在化を未然に防止するよう努めています。

2 システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用、およびサイバー攻撃により損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会総合事務センターが行っています。同センタービルは、付近に活断層のない良質な地盤に立地し、耐震・免震構造、停電や電圧低下対応など、強固な災害対策が施されています。また、大規模災害時の業務継続への対応としてバックアップセンターを構築し、データの安全確保としては、重要なデータの二重化、ソフトウェア及びデータの遠隔地保管を行っています。

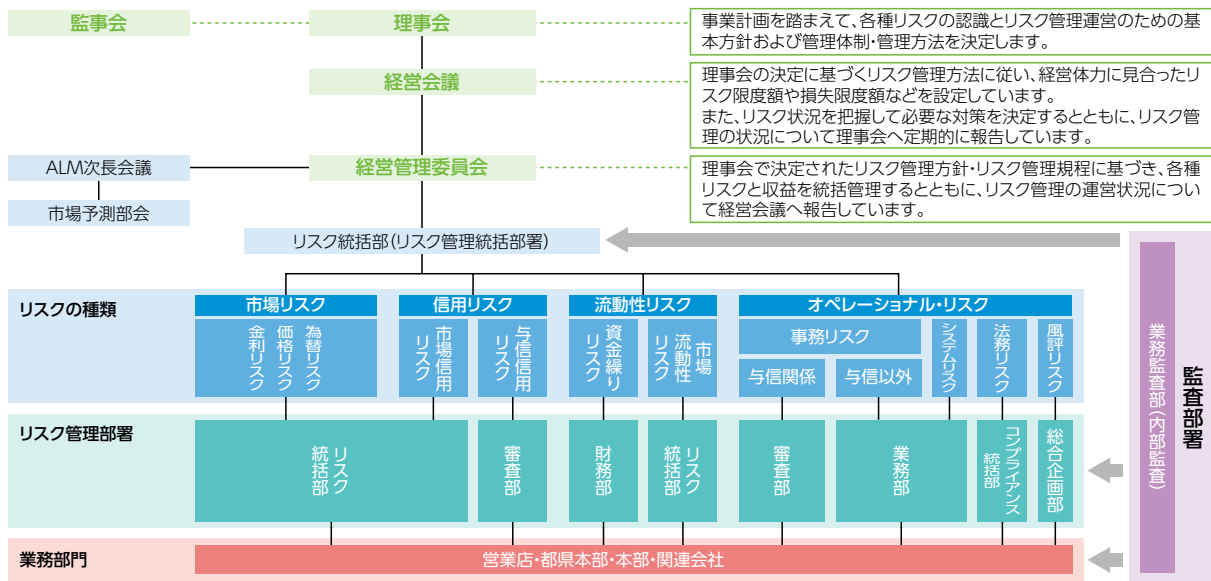
〈中央ろうきん〉では、各種事務手続規程を整備して障害の未然防止に努め、システムの円滑な運用を図っています。また、サイバー攻撃に対しても、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を構築しています。

4 風評リスク

「風評リスク」とは、〈中央ろうきん〉に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

〈中央ろうきん〉では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、風評に係わる情報を早期に把握・対処できる体制として上部団体である労金協会・労金連合会との危機情報連絡ルートの確保や本部・営業店間の緊急時における連絡体制の徹底を図るなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

リスク管理体制



危機管理体制

〈中央ろうきん〉では、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型インフルエンザ等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には、「危機管理統括本部」を設置し、一元的に管理できる指揮組織・指揮系統を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう「業務継続計画要領」「オンライン障害時営業店業務継続要領」等を制定し、迅速に対応できる体制を整備しています。

また、危機発生時を想定した各種の訓練を定期的実施するなど体制の強化にも取り組んでいます。

